

令和6年（ワ）第3728号 二酸化炭素排出削減請求事件

原告 ■■■■■ 他15名

被告 東北電力株式会社 外9名

証 拠 説 明 書

令和7年1月31日

名古屋地方裁判所民事第6部合A係 御中

被告東北電力株式会社、同電源開発株式会社、同関西電力株式会社、同九州電力株式会社、同中国電力株式会社、同北陸電力株式会社、同北海道電力株式会社及び同四国電力株式会社

訴訟代理人弁護士 吉 原 朋 成

同 高 橋 俊 光

同 泉 篤 志

同 丸 山 真 司

同 中 澤 亮

同 森 駿 介

同 佐々木 智 生

同 宮 坂 智

同 鈴 木 莉 子

同（連絡担当） 小 林 郁 也

頭書事件につき、以下のとおり証拠を説明する。

なお、被告東北電力株式会社、同電源開発株式会社、同関西電力株式会社、同九州電力株式会社、同中国電力株式会社、同北陸電力株式会社、同北海道電力株式会社及び同四国電力株式会社が第1準備書面で用いた略語は、本書面においても同一の意味を有するものとして用いる。

記

丁号証	標 目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者 (※各証拠に付 されている赤枠 は被告ら8社代 理人による。)	立 証 趣 旨
1	日本経済新聞 （「英シェル への温暖化ガ ス削減命令を 取り消し オ ランダ」と題 する記事）	写し R6.11.13	株式会社日 本経済新聞 社（湯前宗 太郎）	CO ₂ 排出削減義務に係るハーグ 地方裁判所の2021年5月26 日判決が、令和6年11月12日 に、控訴裁判所により取り消され たこと等。
2	電気新聞（抜 粋）	写し R6.6.26	一般社団法人日本電気 協会	被告ら8社が保有している発電設 備等。
3	東北電力グル ープ サステ ナビリティデ ータブック	写し R6.9	被告東北電 力	被告東北電力のCO ₂ 排出削減目 標等。

	2024(抜粋)				
4	被告Jパワーウェブサイト(「J-POWER “BLUE MISSION 2050」)	写し	R7.1.31	被告Jパワー	被告JパワーのCO ₂ 排出削減目標等。
5	関西電力グループゼロカーボンロードマップ(抜粋)	写し	R6.4	被告関西電力	被告関西電力のCO ₂ 排出削減目標等。
6	被告九州電力ウェブサイト(「カーボンニュートラルビジョン2050」)	写し	R7.1.31	被告九州電力	被告九州電力のCO ₂ 排出削減目標等。
7	中国電力グループ統合報告書2024(抜粋)	写し	R6.9	被告中国電力	被告中国電力のCO ₂ 排出削減目標等。
8	被告北陸電力ウェブサイト(「環境(E)気候変動」)	写し	R7.1.31	被告北陸電力	被告北陸電力のCO ₂ 排出削減目標等。
9	被告北海道電力ウェブサイト(「2050年カーボンニュートラル実現への挑戦」)	写し	R7.1.31	被告北海道電力	被告北海道電力のCO ₂ 排出削減目標等。
10	よんでんグループ統合報告書2024(抜粋)	写し	R6.9	被告四国電力	被告四国電力のCO ₂ 排出削減目標等。
11	被告北海道電力ウェブサイト(「プレスリリース2022年度 奈井江発電所および砂川発電	写し	R4.6.24	被告北海道電力	被告北海道電力が砂川発電所等を廃止する予定であること等。

	所の廃止について」)				
12	判決（神戸地方裁判所令和5年3月20日）	写し	R5.3.20	裁判長裁判官高松宏之 裁判官矢向孝子 裁判官山口大輔	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判例において、地球温暖化による気候変動によって原告らの生命、身体、健康に被害が生ずる具体的危険が存在するとは認められないと判示されていること等。 ・裁判例において、将来発生する地球温暖化に伴う事象は、気候変動に伴う被害が現実化する確率や、被害の内容・程度、発生場所等の数多の不確定要素に左右され、各国において、石炭火力発電所をどのようにして段階的に削減し、他の方策と併せてどのようにその達成目標を実現するかは、各国の政策的判断に委ねられるのであり、そのような政策的判断とそれに基づく各種の措置を抜きにして、当然に事業者によるCO₂の排出が一義的に違法性を帯びることにはならないと判示されていること等。 ・裁判例において、原告ら個人に生ずるおそれのある被害の発生を防止するには、地球環境全体の温暖化を防止する以外に方法はなく、そのためには地球全体の人為的なCO₂の排出の総量を管理することが必要となるのであり、そのことは、原告らだけでなく、地球上の全人類について同様に生ずるおそれのある被害の発生を防止することについても同様に妥当なことであるのであって、その意味で、CO₂の排出と被害の発生との因果関係は、地球上のあらゆる人為的なCO₂の排出の総体と、気候変動によって地球上の人類に生ずるおそれのあるあらゆる被害の総体との間に存するものであるとされ、原告ら個人に生ずるおそれのある被害との関係性は極めて希薄であり、被告ら8社又は被告らからのCO₂の排出に、原告ら個人に生ずるおそれのある被害を帰責できるだけの連関を認めること

					<p>はできないと判示されていること等。</p> <p>・裁判例において、連関の強弱の点を措くとしても、地球温暖化の進行は、CO₂の多様な人為的排出源の全てが寄与して生じているのであるから、原告ら個人に生ずるおそれのある被害を防止するためのCO₂の排出削減方法も、どのような排出源からの排出をどの程度ずつ削減するかによって多様なものがあり得るところであり、排出を削減すべき排出源やその削減量があらかじめ一義的に定まるわけではなく、CO₂の排出は、この点において、大気汚染物質の排出の場合に、排出される有害物質が人体に取り込まれて悪影響を及ぼすのを防止するためには、有害物質の排出源による排出を止めることが一義的に必要になるのとは異なるのであって、そのようなCO₂の排出削減方法の選択・決定は、本来的に、エネルギー政策等を含めた政策的観点から、民主制の過程によって行われるべきものであり、その選択・決定なしに、多様な排出源のうち特定のものを、原告ら個人に生ずるおそれのある被害を帰責させる対象として選択・特定することはできないと判示されていること等。</p>
13	『国際法 第2版』（抜粋）	写し	R5.9.21	岩沢雄司	<p>国連総会決議や国際組織の指針等は、いわゆる「ソフト・ロー」であるとされ、国や企業等その対象を問わず、法的拘束力や法的規範性を持たないこと等。</p>
14	「『ビジネスと人権に関する指導原則』と仲裁—『ビジネスと人権』仲裁に関するハーグ・ルールについて」（法律時	写し	R5.1	横溝大	<p>国連指導原則は、国連人権理事会において採択された指導原則であって「ソフト・ロー」であること等。</p>

	報 9 5 卷 1 号)				
1 5	グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンウェブサイト（「署名・加入をご検討の方へ」「よくあるご質問」「Q. グローバル・コンパクト10原則の遵守は強制的なものですか？」）	写し	R7.1.31	グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン	国連「グローバル・コンパクト」に賛同し署名した企業は、自主的な取り組みとしてその遵守が求められるにとどまり、法的拘束力のある遵守義務を負うものではないこと等。
1 6	『環境法〔第6版〕』（抜粋）	写し	R5.9.15	北村喜宣	法律上、民間事業者に対して、二酸化炭素の排出削減を直接に強制する仕組みはないこと等。
1 7	『環境基本法の解説（改訂版）』（抜粋）	写し	H14.10.21	環境省総合環境政策局総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本法8条4項が定める事業者が有する「国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務」における「協力」とは、環境の保全のために公法上課せられた義務を履行するという意味ではなく、行政庁が行う環境の保全のための行政指導に応ずることなどを意味するもので、これは個別具体的な措置義務を定めたものではなく、国及び地方公共団体の施策への協力の姿勢を規定したものにすぎないこと等。 ・「政府の計画である環境基本計画は、地方公共団体、事業者、国民及び民間団体に対して法律上の義務を課すような効果を有するものではない」こと等。
1 8	「世界のエネルギー起源CO ₂ 排出量（2019年）」	写し	R4 頃	環境省	2019年の世界全体のCO ₂ 排出量が合計で336億トンであること等。

以上